

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の制定
について

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 日

守山市教育委員会教育長

守山市教育委員会規則第 号

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則

守山市立図書館の管理および運営に関する規則（平成30年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「守山市立図書館」を「、同条例第 1 条に規定する図書館」に改める。

第 3 条第 1 項第 3 号中「図書館長」を「条例第 6 条に規定する館長」に改める。

第 4 条第 3 項中「、教育委員会の承認を得て」を削る。

第12条第 4 項中「中学生以下の者」を「市内在住の中学生以下の者」に改める。

第13条第 1 項中「認定子ども園」を「認定こども園」に改める。

第32条中「管理運営係」を「管理係および運営係」に改める。

第33条中「管理運営係」を「管理係および運営係」に、「次の各号に掲げる」を「別表第 2 の」に改め、各号を削る。

第34条第 3 項中「管理運営係」を「管理係および運営係」に改める。

第36条第 1 項中「別表第 2」を「別表第 3」に、「別表第 3」を「別表第 4」に改める。

別表第 3 を別表第 4 とし、別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第2（第33条関係）

<p>管理係</p>	<p>(1) 企画、調査および統計に関すること。 (2) 図書館協議会に関すること。 (3) 予算の編成および執行に関すること。 (4) 図書館の庶務に関すること。 (5) 職員の服務に関すること。 (6) 施設および設備の維持および管理に関すること。 (7) 図書館電算システムの運用に関すること。 (8) 図書館の広報に関すること。 (9) 公印の保管に関すること。 (10) 文書の收受および発送に関すること。 (11) 資料の選定に関すること。 (12) 読書案内および読書相談に関すること。 (13) 図書館施設の利用に関すること。 (14) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、映写会および資料展示会等に関すること。 (15) 関係機関との連絡調整および協力に関すること。</p>
<p>運営係</p>	<p>(1) 館報および読書資料の発行に関すること。 (2) 図書館資料の収集、整理および管理に関すること。 (3) 地域資料に関すること。 (4) 個人貸出および団体貸出に関すること。 (5) 市民活動および交流の促進に関すること。 (6) 起業創業および就労支援の情報発信に関すること。 (7) 図書館利用に障害のある者に関する図書館奉仕に関すること。 (8) 資料の選定に関すること。 (9) 読書案内および読書相談に関すること。 (10) 図書館施設の利用に関すること。 (11) 読書会、研究会、講習会、鑑賞会、映写会および資料展示会等に関すること。 (12) 関係機関との連絡調整および協力に関すること。</p>

付 則

この規則は令和5年4月1日から施行する。

守山市立図書館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則の説明について

市民により良い読書環境を提供するため、図書館の組織および所掌事務について、必要な改正等を行おうとするもので、その概要は次のとおりです。

1 改正概要

- (1) 図書館の組織に管理係および運営係を置き、所掌事務等を規定する（第32条から第34条の改正規定関係）。
- (2) 読書記録通帳の配布対象を「市内在住の中学生の者」に改める（第12条の改正規定関係）。

2 施行期日等

令和5年4月1日から施行する（付則関係）。